「土砂災害特別警戒区域」の建築物に

改修費を補助します

土砂災害対策改修費補助金

本市では、がけ崩れなどの土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域に建っている建築物を、土砂災害に対して安全な構造にする改修工事に対し、費用の一部を補助します。

● 補助の対象となる建築物

次のアからエまでの要件を全て満たすもの

ア 土砂災害特別警戒区域内にあり、区域に指定される前に建てられた住宅及び居室を有する建築物

イ 土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと

ウ 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合すること）

エ 補助金交付申請を行う時点に使用していて、かつ今後も使用するもの

● 補助額

上限額 **77万2千円**

かつ、土砂災害対策改修費用の23%以下の額

工事請負契約前（工事着手前）に補助金交付申請をし、補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

注意事項

補助金交付決定を受ける前に工事請負契約や工事に着手している場合は、補助金を交付することができません。

名古屋市

●事業の主な流れについて

ステップ１　対象区域内であるか確認

土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第９条）内に建っている建築物であるか確認してください。

「土砂災害情報マップ愛知県」で確認できます。　土砂災害情報マップ愛知県

ステップ２　事前相談書の提出

補助を希望される方は、補助金の交付申請前に事前相談書を提出してください。
⇒補助対象となるかの確認をします。

ステップ３　補助金の交付申請

工事着手前（工事請負契約前）かつ**当該年度の11月末日**までに補助金の交付申請書を提出してください。
⇒審査後、補助金交付決定通知書を通知します。
（通知後、工事着手できます）

ステップ４　着手届の提出

補助金の交付決定日又は**工事着手予定日のいずれか遅い日から30日以内**に着手届を提出してください。

ステップ５　工事完了

工事完了日から30日以内かつ**当該年度の2月末日**までに完了実績報告書を提出してください。
⇒審査後、補助金確定通知書を通知します。

ステップ６　補助金請求

補助金交付請求書を提出してください。
⇒審査後、補助金が支払われます。

（お問い合せ先）
名古屋市　住宅都市局　建築指導部　建築安全推進課　建築防災担当
〒460－8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（西庁舎2階）
電話　052－972－2935